

野田 九条通信

2019年2月 158号

野田・九条の会 事務局

☎ 04-7122-0502





野田・九条の会


検索

≡ 国民・主権者は安倍改憲を許さない ≡

弾がバラバラ落ちてきてよ おっかなかったよう の記憶が九条を支えた

 私は木野崎の生まれです。子供の頃、すぐ近くの柏に飛行場があってアメリカ軍の空襲がありました。そして空襲を終えたアメリカ軍機が頭上を通過して引き上げていきました。小学生の私は防空壕で恐ろしくて震えていました。全部とび去ったあと、庭や畑に弾薬の殻が落ちていました。拾い集めるとバケツいっぱいありました。いらなくなったものをバラバラ落として行ったのです。

 私は群馬県前橋の生まれです。前橋にも日本軍の大きな連隊があって空襲がありました。近所の女学生が廊下で下着姿でいたところ超低空で飛んできたアメリカの戦闘機が機銃掃射をしてきました。彼女は弾を浴びて死にました。

 私は高崎市の生まれです。近所に大きな連隊があって親戚の人もそこに入隊しました。そこは現在、作新学院という学校になっています。私は兵隊にはならなかったけれども徴用されました。工場で働くことを命じられました。そこでは先輩たちになにかにつけ随分殴られました。嫌だった。

介護施設の送迎の車中で交わされた会話です。いろいろな話題の中で聞こえた言葉です。一度ならず聞く事がありました。そしてこの話題の締めくくりは「戦争はだめ あんな戦争はもうやってはいけない」ということでした。お年寄りには戦争の恐怖が残っているのです。

今憲法九条を変えようという動きが活発になってきました。具体的には「自衛隊を合憲にする」ということです。「そして国の安全を守るため憲法上も軍隊として認めろ」ということです。そのためいろいろな言われています。他国からの脅威、そしてそれに対する武装の根拠、自衛権の由来など高度な論戦が行なわれています。しかしもう一度考えてみませんか。先のお年寄りの今も残る恐怖の記憶は旧日本帝国憲法下の合憲の軍隊が行なった戦争の姿だったと言えらると思います。現在沖縄、北方諸島、広島、長崎などに残る悲劇の記憶、また朝鮮半島の慰安婦、徴用工中国に残る南京占領事件などの他国との傷痕、これらは法的には合憲の軍隊が関わった歴史です。つまり軍隊は合憲でも戦争という悲劇を作り出します。これらの事実の中で、憲法九条に軍隊（自衛隊）を明文化することが人々の平和な生活を守ることになるのでしょうか。もう一度考えてみたいと思います。

危険

現行 国民投票法は

CM規制なし

私たちが第一に目指すべきは国民投票をさせないことであるが、最悪のケースで国民投票にも備える必要がある。現行の国民投票法は民放の意見広告に規制がないので財力がある改憲派が絶対的に有利である。加えて、改憲発議の時期を知っているのは与党だけで、大手広告代理店「電通」を通じて早めに発注を行い、テレビのゴールデンタイムを占領している。私たちが応援していきたい。当会2月例会で国民投票法の学習会を行います。ぜひご参加ください。

学習会 2/9 今月の予定で



	今月の予定です _ 皆さん 気軽に参加ください _	
2月3日(日) 13:30~16:30	DVD上映と懇談 約束は海を超えて「タクシー運転手」 南部梅郷公民館 南地域九条の会	
2月9日(土) 13:30~16:00	野田・九条の会 2月例会 学習「国民投票法の問題点”CM規制”」 樺のホール 第1集会室 野田・九条の会	
2月16日(土) 13:30~15:30	座談会 田中宅 野田市清水5-1 けやき九条の会	
2月19日(土) 16:00~17:00	9の日 行動 九条通信配布  雨天、雪の時は中止します。 川間駅北口 野田・九条の会	
2月21日(木) 14:00~16:00	ちょっと硬派な おしゃべりカフェ  政治や憲法のこと気軽に おしゃべりませんか 北コミ 談話室 野田・九条の会	

軍隊にしたい自民党改憲案

■ 自民党改憲案を細かく点検します。

まず改憲案を読んでみましょう。

自民党改憲案

9条の2

1項 前条の規定は、我が国の平和と独立を守り、国及び国民の安全を保つために必要な自衛の措置をとることを妨げず、そのための実力組織として法律の定めるところにより、内閣の首長たる内閣総理大臣を最高の指揮監督者とする自衛隊を保持する。

2項 自衛隊の行動は、法律の定めるところにより、国会の承認その他の統制に服する。↗

現行の憲法第九条も見てみましょう。

戦争の放棄

第九条 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

二 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

改憲案はこの九条の後に記そうとしています。案の裏に巧妙に仕込まれた内容を点検します。

① 前条を妨げずは「戦争の放棄」を否定し、無効化させます(前条とは右に掲げた現行の第九条一、二項)

③ 集団的自衛権も可能と主張できるように自衛権を書き込んでいる

⑤ 一人だけの意思で戦争を始められる

② 国民を含めることで在留邦人の保護を理由に海外派兵を可能とさせる

< 9条の2 >

① 1項 前条の規定は、我が国の平和と独立を守り、国及び
② 国民の安全を保つために ③ 必要な自衛の措置をとることを妨げず、
④ そのための実力組織として、法律の定めるところにより、⑤ 内閣の
首長たる内閣総理大臣を最高の指揮監督する自衛隊を保持する。

⑥ 2項 自衛隊の行動は、⑦ 法律の定めるところにより、国会の承認
⑦ その他の統制に服する。

⑥ 軍事行動が国会の過半数で可能。憲法の歯止めがない

④ 全ての軍事行動を行える組織に変える

⑦ 国会は機能せず、他の権力(米軍)が軍事を仕切れる

この自民案は日本を軍事国家に変貌させ、しかも総理大臣に全権を委任するという独裁を招きかねない提案です。いまの日本国憲法が謳う国民主権、平和主義とは真反対です。国民を再び戦前の苦役へと引きずり込もうとするものです。



改修で実質空母化する多用途護衛母艦「いずも」

米国より今後1兆円超えの予算で配備されようとする「F35戦闘機」

これからの日本が目指すところは軍事国家ではありません。更に大国となるであろう中国、平和条約の未締結であるロシアまた北朝鮮、同じ民主国家である韓国との関係は軍事力の誇示ではなく、外交交渉で問題を解決することであり、その力こそ私たち主権者は政治に求めなければなりません。戦争に繋がることはさせないと、一人ひとりが改憲に否の意思を示しましょう。